

2016 年 G 7 交通大臣会合開催決定経過及び概要

1 経 過

7 月 3 日 太田交通大臣が、長野県・軽井沢での開催を発表

7 月 31 日 会合開催日が平成 28 年 9 月 24 日～25 日に決定

9 月 17 日～18 日 ドイツ G 7 交通大臣会合開催

2 G 7 交通大臣会合の概要

サミットに関連して開催される関係閣僚会合で、今年 9 月にドイツフランクフルトで開催される会合が初開催であり、来年、長野県軽井沢町での開催が 2 回目

【来年の開催概要】

(1) 日程 平成 28 年（2016 年）9 月 24 日（土）～25 日（日）

(2) 会場 軽井沢プリンスホテル（予定）

(3) 参加者

・ G 7 各国及び E U の交通担当大臣

（G 7 以外の国（アウトリーチ国）の交通担当大臣は必要に応じて招集）

・ 国内、海外メディア

(4) 会合テーマ

ドイツフランクフルトでの交通大臣会合のテーマを踏まえ、「自動車と道路の整備に関する最新技術の開発普及について」及び「インフラ整備と老朽化対策について」が提案されている。

3 その他

(1) 政府による軽井沢選定の理由

・ 本年の北陸新幹線開業で交通面での利便性が更に向上するなど、地方創生の観点から交通大臣会合の開催地として最適

・ 国際的避暑地として豊かな自然があふれる中で、各国の交通大臣が胸襟を開いて率直に議論するのに最適

(2) 2016 年伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合の開催地及び日程

関係閣僚会合名	開催地	日程
① 外務大臣会合	広島市	4/10～4/11
② 農業大臣会合	新潟市	4/23～4/24
③ 情報通信関係大臣会合	香川県高松市	4/29～4/30
④ エネルギー大臣会合	北九州市	5/1～5/2
⑤ 教育大臣会合	岡山県倉敷市	5/14～5/15
⑥ 環境大臣会合	富山県富山市	5/15～5/16
⑦ 科学技術大臣会合	茨城県つくば市	5/15～5/17
⑧ 財務大臣会合	仙台市	5/20～5/21
● 伊勢志摩サミット	三重県志摩市	5/26～5/27
⑨ 保健大臣会合	神戸市	9/11～9/12
⑩ 交通大臣会合	長野県軽井沢町	9/24～9/25

G 7 交通大臣会合長野県推進協議会 設立趣意書

2016年主要国首脳会議（サミット）にかかる誘致活動が実を結び、来年9月24日・25日に、G 7 交通大臣会合が長野県軽井沢で開催されることになりました。

この会合は、長野県内で初めて開催されるG 7 各国大臣が集まるハイレベルな国際会議であり、政府より開催地に選定されたことは、長野県軽井沢の開催能力が高く評価されたものです。

そして、本年の北陸新幹線開業で交通面での利便性が更に向上し、国際的避暑地として豊かな自然があふれる長野県軽井沢において、G 7 の各国、関係機関の代表者が、胸襟を開いて率直に議論することは、リゾート地における国際会議の誘致など地方創生の観点において、大きな意義を有しています。

この会合を成功させるため、県民と関係機関・団体、市町村と県が一体となって、会合への支援、協力を行うことが必要です。また、開催を契機とした様々な取組により、長野県が持つ強みや価値を広く世界へ発信する絶好の機会でもあります。

このため、幅広い分野から多くの関係者の参画を得て、万全の態勢で開催に向けた準備を進めるため、「G 7 交通大臣会合長野県推進協議会」を設立します。

G 7 交通大臣会合長野県推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G 7 交通大臣会合長野県推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 2016年に軽井沢町において開催されるG 7長野県・軽井沢交通大臣会合（以下「交通大臣会合」という。）の成功を期するため、官民一体となった受入体制を確立するとともに、開催を契機とした様々な事業の実施により、長野県の持つ強みや魅力を世界にアピールし、観光誘客や経済の活性化の促進など未来につながる信州創生を目指す。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通大臣会合に対する支援、協力及び受入に向けた準備の推進に関する事
- (2) 交通大臣会合関連事業の企画及び実施に関する事
- (3) 交通大臣会合開催に関する広報・啓発等に関する事
- (4) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 推進協議会の会員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 設立総会以降入会の希望があり、会長が必要と認める場合は、新たに会員とすることができる。この場合において、会長は、次の総会において報告しなければならない。

(役員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監 事 2名
- 2 推進協議会の役員は、総会において定める。ただし、会長が必要と認める場合には、新たに役員を任命することができるものとする。この場合において、会長は、次の総会において、新たな役員の任命について報告しなければならない。

(役員の職務)

第6条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、推進協議会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 推進協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 顧問は、推進協議会の運営に関し、意見を述べることができる。

(賛助団体)

第8条 推進協議会に、第4条の会員とは別に推進協議会の趣旨に賛同し推進協議会が行う事業を支援する賛助団体を置くことができる。

- 2 賛助団体は、推進協議会の事業活動に対し、意見を述べることができる。

(任期)

第9条 役員の任期は、推進協議会が解散するまでとする。ただし、役員が就任時におけるそれぞれの団体又は機関等の役職を離れたときは、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により、役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(会員等の報酬及び旅費)

第10条 会員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により旅費を支給する場合には、長野県職員の例に準じて支給することができるものとする。

(総会)

第11条 推進協議会の総会は、役員及び会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 推進協議会の規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画、予算及び決算に関すること
 - (3) 幹事会への委任する事項に関すること
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席者（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員及び会員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第 12 条 推進協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が委嘱した幹事長、副幹事長、及び幹事を持って構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。
- 4 幹事会は次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (3) 推進協議会の事業の企画・立案に関する事。
 - (4) 総会を招集するいとまのない緊急事項に関する事。
 - (5) 部会への付託事項に関する事。
 - (6) その他会長が必要と認めた事項に関する事。
- 5 第 9 条の規定は、幹事長、副幹事長及び幹事の任期について準用する。
- 6 前条第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項の規定は、幹事会について準用する。

(部会)

第 13 条 会長は、必要に応じ、推進協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は会長が委嘱した部員をもって構成する。
- 3 部会は、幹事会から付託された事項について調査審議し、その結果を幹事会に報告する。
- 4 第 9 条の規定は、部員の任期について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 推進協議会の事務を処理するために、G 7 交通大臣会合長野県推進協議会事務局（以下「事務局」という。）を長野県産業労働部内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この規約に定めるもののほか、会長が別に定める。

(経費)

第 15 条 推進協議会の経費は、負担金、寄附金及びその他収入を持って充てる。

(会計年度)

第 16 条 推進協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 推進協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、長野県の財務に関する諸規定に準ずるものとする。

(解散)

第 17 条 推進協議会は第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決により解散する。

- 2 推進協議会が解散するときに存する残余財産については、解散時に協議する。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 9 月 25 日から施行する。
- 2 推進協議会の平成 27 年度における会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、推進協議会設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、推進協議会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	機関・団体名	役職名
行政	長野県	知事
		副知事
	長野県警察本部	本部長
	軽井沢町	町長
	長野県市長会	会長
	長野県町村会	会長
	佐久広域連合	連合長
経済	(一社) 長野県経営者協会	会長
	長野県中小企業団体中央会	会長
	(一社) 長野県商工会議所連合会	会長
	長野県商工会連合会	会長
観光	(一社) 信州・長野県観光協会	理事長
	長野県旅館ホテル組合会	会長
	軽井沢プリンスホテル	総支配人
運輸	(一社) 長野県タクシー協会	会長
	(公社) 長野県バス協会	会長
	東日本旅客鉄道(株) 長野支社	支社長
	しなの鉄道(株)	社長
国際	(公社) 長野県国際化協会	理事長
	日本貿易振興機構(JETRO) 長野貿易情報センター	所長
	(独) 国際協力機構(JICA) 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	所長